

議第30号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議決を求める。

平成30年2月27日提出

高山市長 國島 芳明

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の種類等 | 小型乗合ノンステップバス 3台 |
| 2 取得の金額 | 63,180,000円 |
| 3 取得の相手方 | 高山市下岡本町3008番地
岐阜日野自動車株式会社 高山支店
支店長 植田 功 |
| 4 設置場所 | 高山市花岡町2丁目18番地
高山市役所 |
| 5 取得の時期 | 平成31年度 |